

第 4 次

亀山市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

亀山市交通安全対策会議

はじめに

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき、46年度以降、交通安全計画を作成し、国、県等の関係行政機関、関係民間団体等が一体となって陸上、鉄道交通の各分野において交通安全対策を強力に実施してきた。

市内には、国道1号、国道306号、東名阪自動車道、伊勢自動車道、名阪国道及び新名神高速道路といった道路交通の大動脈を抱え、大量輸送システムが進展する中で、ひとたび交通事故が発生した際には重大な事故に繋がるおそれが常にある。

近年の状況を見ますと、亀山市の道路交通事故（人身事故）件数は、平成19年をピークに減少しており、その死者数も減少傾向にあるが、未だに多くの市民が交通事故により死傷しているのも事実である。

いまだに毎日のように、新たに交通事故被害者等（交通事故の被害者およびその家族または遺族。以下同じ。）となる方がいる現実から、目を背けてはならない。近年においても高齢運転者による事故、子どもが犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、特に、次代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていくことも重要である。

また、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）においても、大量・高速輸送システムの進展の中で、交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、市をはじめとした関係行政機関、関係民間団体だけでなく、市民一人ひとりが全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会をめざして、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これにもとづいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

このような観点から、この計画は、交通安全対策基本法第22条第1項の規定に基づき、令和3年度から7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、市をはじめとする関係行政機関、関係民間団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施していく。

目 次

計画の作成にあたって	5
計画の基本理念	6
第1章 道路交通の安全	10
第1節 道路交通事故のない社会をめざして	10
第2節 道路交通安全についての目標	10
1 道路交通事故の状況	10
2 道路交通をとりまく状況の展望	11
3 亀山市交通安全計画における目標	11
第3節 道路交通の安全についての対策	11
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	11
1 高齢者、障がい者及び子どもの安全確保	11
2 歩行者及び自転車の安全確保	12
3 生活道路及び幹線道路における安全確保	13
4 先端技術の活用促進	13
5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	13
6 地域ぐるみの交通安全対策の推進	14
II 講じようとする施策	14
1 道路交通環境の整備	14
2 交通安全思想の普及徹底	21
3 安全運転の確保	21
4 車両の安全性の確保	27
5 道路交通秩序の維持	28
6 救助・救急活動の充実	28

7 自動車事故における相談体制	30
第2章 鉄道交通の安全	31
第1節 鉄道事故のない社会をめざして	31
第2節 鉄道交通の安全についての対策	31
1 鉄道交通環境の整備	31
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	31
3 救助・救急活動の充実	31
4 被害者支援の推進	31
第3章 踏切道における交通の安全	32
第1節 踏切事故のない社会をめざして	32
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	32
1 踏切道の交通施設の充実	32
2 踏切道の安全に関する知識の普及	32